

財団法人交通事故総合分析センター 寄附行為

平成 4 年 3 月 5 日制定

平成 13 年 1 月 6 日改正

平成 13 年 8 月 13 日改正

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人交通事故総合分析センター（以下「センター」という。）と称する。

2 センターの英訳名は、Institute for Traffic Accident Research and Data Analysis（略称 I T A R D A）とする。

(事務所)

第 2 条 センターの主たる事務所は、東京都千代田区麹町六丁目 6 番地に置く。

2 センターは、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 センターは、交通事故と人間、道路交通環境及び車両に関する総合的な調査研究を通じて、交通事故の防止と交通事故による被害の軽減を図ることにより、安全、円滑かつ秩序ある交通社会の実現に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交通事故の防止及び交通事故の被害軽減に寄与するために必要な情報の収集及び管理
- (2) 交通事故の原因の科学的な究明を図るための交通事故調査
- (3) 交通事故と人間、道路交通環境及び車両に関する総合的な分析研究
- (4) 前 3 号に関する業務の受託又は委託
- (5) 第 3 号の規定による分析研究の成果の提供
- (6) 交通事故に関する知識及び交通安全に関する思想の普及
- (7) 諸外国の交通事故分析機関等との交流及び情報交換
- (8) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 センタの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 補助金収入
- (3) 寄附金品
- (4) 賛助会費による収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センタの資産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 センタの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関への預入、確実な信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、評議員会の同意を得た後、国家公安委員会及び国土交通大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 センタの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センタの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 センタの事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、評

議員会の同意を得た後、内閣総理大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 13 条 センタ の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、評議員会の同意を得た後、その事業年度終了後 3 箇月以内に、内閣総理大臣及び国土交通大臣に報告しなければならない。

(特別会計)

第 14 条 センタ は、業務の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第 11 条の収支予算及び第 13 条の収支決算に計上しなければならない。

(長期借入金)

第 15 条 センタ が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、評議員会の同意を得た後、国家公安委員会及び国土交通大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 16 条 第 8 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、評議員会の同意を得た後、国家公安委員会及び国土交通大臣の承認を受けなければならない。

第 4 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第 17 条 センタ に次の役員を置く。

- (1) 理事 8 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人又は 3 人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。

(役員の選任)

第 18 条 理事及び監事は、評議員会が、国家公安委員会及び国土交通大臣の承認を受けて選任し、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事が互選する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

3 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が、理事現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事には、センタ の理事(その親族その他特別の関係にある者を含む。)及び職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係にあってはならない。

(役員の職務)

第 19 条 理事長は、センタ を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐してセンタ の業務を統括し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐してセンタ の日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、センタ の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第 20 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 21 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、国家公安委員会及び国土交通大臣の承認を受けて、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その者に対し、理事会及び評議員会において、弁明の機会を与えなければならない。

(報酬及び費用の支弁)

第 22 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

3 前 2 項の規定による報酬の支給及び費用の支弁に関し必要な事項は、理事会の議決を

経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営及び事業に関する重要な事項を議決する。

(理事会の開催)

第25条 定例理事会は、毎年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事長に対して請求があったとき。

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して理事長に対して請求があったとき。

(理事会の召集)

第26条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第3号の請求を受けたときは、当該請求のあった日から20日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の10日前までに、文書をもって通知しなければならない。ただし、あらかじめ理事全員が承諾したとき又は緊急に理事会を開催する必要があるときは、これによらないことができる。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(理事会の決議)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面表決等)

第 30 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において前 2 条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名 (書面表決者及び表決の委任者にあつては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事の中からその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

第 6 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 32 条 センタ に 5 0 人以内の評議員を置く。ただし、評議員現在数は、理事現在数を超えるものとする。

2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員は役員を兼ねることができない。

4 評議員のうちには、役員のいずれか 1 人と親族その他特別の関係にある者の数又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が評議員現在数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

5 第 2 0 条から第 2 2 条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 33 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、理事長が召集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において評議員が互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、意見を述べることができる。

5 第 2 6 条第 3 項及び第 2 8 条から第 3 1 条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 調査研究委員及び調査研究委員会

(調査研究委員)

第34条 センタ に、15人以上30人以内の調査研究委員を置く。

- 2 調査研究委員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 3 調査研究委員は、役員又は評議員を兼ねることはできない。
- 4 調査研究委員のうちには、役員若しくは評議員のいずれか1人と親族その他特別の関係にある者の数又は調査研究委員のいずれか1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数が調査研究委員現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、調査研究委員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(調査研究委員会)

第35条 調査研究委員会は、調査研究委員をもって構成する。

- 2 調査研究委員会の議長は、調査研究委員会において調査研究委員が互選する。
- 3 調査研究委員会は、第4条第1号から第5号までに掲げるセンタ の事業の公正かつ円滑な遂行を図るために必要な事項について審議し、その結果を理事会に報告する。
- 4 前各項に定めるもののほか、調査研究委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 顧問及び会員

(顧問)

第36条 センタ に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、センタ の基本的運営事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会員)

第37条 センタ に、賛助会員及び特別会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、センタ の目的に賛同し、別に定める会費を納付する団体又は個人とする。
- 3 特別会員は、センタ の事業に関して功労のあった者又は学識経験者等で理事会において推薦された者とする。
- 4 賛助会員及び特別会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 センタ に事務局を置く。

- 2 事務局には、センタ の事務を処理するため、所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ4分の3以上の同意を得、かつ、内閣総理大臣及び国土交通大臣の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第40条 センタ は、民法第68条第1項(第1号を除く。)に規定する理由が生じたとき又は理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、国家公安委員会及び国土交通大臣の承認を受けたときでなければ、解散することができない。

(残余財産の処分)

第41条 センタ が解散時に有する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、国家公安委員会及び国土交通大臣の承認を受けて、国、地方公共団体又はセンタ と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第11章 細 則

(書類及び帳簿の備付等)

第42条 センタ は、主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらにかわる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員、調査研究委員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (3) 理事会、評議員会及び調査研究委員会の議事に関する書類
- (4) 財産目録
- (5) 資産及び負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第 43 条 この寄附行為に定めるもののほか、センタ の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日（平成 4 年 3 月 5 日）から施行する。
- 2 センタ の設立初年度の事業年度は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、平成 4 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 センタ の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第 1 1 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 センタ の設立当初の役員は、第 1 8 条第 1 項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとし、その任期は、第 2 0 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 センタ の設立当初の評議員は、第 3 2 条第 2 項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとし、その任期は、同条第 5 項において準用する第 2 0 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 4 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則

この寄付行為は、平成 1 3 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、変更認可のあった日（平成 1 3 年 8 月 1 3 日）から施行する。